

## 連絡方法に関する規定

2011年12月1日制定

2012年12月6日改正

2013年6月6日改正

2013年12月5日改正

2014年6月5日改正

2014年12月5日改正

知の市場に係る連絡を円滑かつ的確に行うために、基本的な連絡方法を次の通り定める。開講機関、連携機関、知の市場事務局及び友の会事務局は、本規定に基づいて適時適切に連絡を行う。

受講者その他の知の市場の関係者は、知の市場または開講機関のホームページにおける情報の掲示あるいは共通受講システムによる連絡を常時確認する。

### 1. 知の市場事務局の連絡方法

#### (1) 応募者及び一般市民への連絡並びに情報発信

- ① 知の市場事務局は、原則として、知の市場ホームページのお知らせ欄または受講者ログイン時の表示により連絡事項を掲載し、個別の受講者、応募者または一般市民（以下「受講者など」という。）に対して電子メール、電話、FAX などによる連絡は行わない。
- ② 知の市場事務局は、理念、運営体制、過去の活動実績などの情報を知の市場ホームページの「理念と運営」、「活動実績」または「資料集」などのウェブページに掲載し、一般に公開する。
- ③ 知の市場事務局は、毎年度の開講科目に係る情報及び応募に係る情報を知の市場ホームページの「講座の概要」、「開講科目」「応募受講条件」及び「応募方法」などのウェブページに掲載し、一般に公開する。

#### (2) 開講機関・連携機関・協議会委員・評価委員への連絡

- ① 知の市場事務局は、原則として、知の市場ホームページの「開講機関・連携機関用」ウェブページのお知らせ欄に連絡事項を掲載する。ただし、特段の事情がある場合には、電子メールにより各機関に連絡を行うことがある。
- ② 知の市場事務局は、知の市場の全規定並びに協議会及び評価委員会の関連資料などの各種資料を知の市場ホームページの「開講機関・連携機関用」ウェブページに掲載する。
- ③ 知の市場ホームページの「開講機関・連携機関用」ウェブページはID及びパスワードによって閲覧を制限する。

#### (3) 講師への連絡

- ① 知の市場事務局は、原則として、知の市場ホームページの「講師用」ウェブページのお知らせ欄に連絡事項を掲載する。ただし、特段の事情がある場合には、電子メールにより各講師に連絡を行うことがある。
- ② 知の市場事務局は、知の市場の講師に関する規定並びに協議会及び評価委員会の関連

資料などの各種資料を知の市場ホームページの「講師用」ウェブページに掲載する。

- ③ 知の市場ホームページの「講師用」ウェブページは ID 及びパスワードによって閲覧を制限する。

## 2. 開講機関の連絡方法

開講機関は、原則として、開講機関の裁量と責任において受講者などに対して連絡を行う。連絡方法については、別途、開講機関が定めて公表する。

なお受講する科目の開講機関によっては共通受講システムを活用せずに他の方法により連絡する場合がありますので、受講者は受講する科目の開講機関の方針を事前に充分確認した上で適宜対処する。

## 3. 知の市場友の会事務局の連絡方法

- (1) 知の市場友の会事務局は、原則として、知の市場ホームページまたは知の市場ホームページの「友の会用」ウェブページのお知らせ欄に連絡事項を掲載し、電子メール、電話、FAX などによる連絡は行わない。
- (2) 知の市場ホームページの「友の会用」ウェブページは ID 及びパスワードによって閲覧を制限する。

## 受講者、講師などへの連絡方法に関する細則

—開講機関である東京知の市場の例示—

2013年12月5日制定

2014年6月5日改正

2014年12月5日改正

開講機関である東京知の市場事務局による受講者、講師などへの連絡方法及び講義資料の掲載については以下の通りとする。

### 1. 受講者への連絡及び一般市民への情報発信

- (1) 東京知の市場事務局は、原則として東京知の市場ホームページのお知らせ欄に連絡事項を掲載することとし、受講者に対して電子メール、電話、FAXなどによる連絡は行わない。
- (2) 東京知の市場事務局は、理念、運営体制、過去の活動実績などの情報を東京知の市場ホームページの「理念と運営」、「活動実績」または「資料集」のウェブページに掲載し、一般に公開する。
- (3) 東京知の市場事務局は、毎年度の開講科目に係る情報及び応募に係る情報を東京知の市場ホームページの「講座の概要と開講科目」、「応募受講条件」及び「応募方法」のウェブページに掲載し、一般に公開する。

### 2. 講師への連絡、情報発信

- (1) 東京知の市場事務局は、原則として、東京知の市場ホームページの「講師用」ウェブページのお知らせ欄に連絡事項を掲載する。ただし、特段の事情がある場合には、電子メールまたは電話により各機関に連絡を行うことがある。
- (2) 東京知の市場事務局は、知の市場の講師に関する規定並びに協議会及び評価委員会の関連資料などの各種資料を東京知の市場ホームページの「講師用」ウェブページに掲載する。
- (3) 「講師用」ウェブページはID及びパスワードによって閲覧を制限する。

### 3. 友の会への連絡、情報発信

- (1) 東京知の市場事務局は、原則として、東京知の市場ホームページの「友の会用」ウェブページのお知らせ欄に連絡事項を掲載することとし、電子メール、電話、FAXなどによる連絡は行わない。
- (2) 東京知の市場ホームページの「友の会用」ウェブページはID及びパスワードによって閲覧を制限する。